# Ⅶ　消　防　計　画

# １　静岡市立清水看護専門学校消防計画

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、静岡市立清水看護専門学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災その他の災害を予防し、人命の安全及び被害の防止を図ることを目的とする。

（計画の適応範囲）

第２条　この計画は、静岡市立清水看護専門学校に勤務し、出入りする全てのものに適応する。

（防火管理者の権限）

第３条　静岡市立清水看護専門学校の防火管理者は、事務長とし、次の各号に定める一切の権限を有するものとする。

（１）　自衛消防の組織に関すること。

（２）　火災予防上の自主検査に関すること。

（３）　消防用設備等の点検及び整備に関すること。

（４）　避難通路、避難口、その他避難施設の維持管理に関すること。

（５）　内装その他防火上の構造の維持管理に関すること。

（６）　収容人員の把握及び適正化に関すること。

（７）　防火上必要な教育及び消防訓練の実施に関すること。

（８）　火災、地震等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

（９）　防火管理について消防機関との連絡に関すること。

（10）　増改築、修繕または模様替え工事中の防火対象物における立会い、その他火気使用または取り扱いの監督に関すること。

（11）　南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発せられた場合における地震防災組織に関すること。

（12）　南海トラフ地震に関する情報（臨時）の伝達に関すること。

（13）　南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表時の避難に関すること。

（14）　南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表時の消防用設備等及び施設、設備の点検検査及び整備その他地震による被害発生の防止または軽減を図るための応急対策に関すること。

（15）　大規模な地震に係る防火訓練及び防災教育の実施に関すること。

（16）　前各号にあげるもののほか、防火管理上必要な事項。

（防火管理者の業務）

第４条　防火管理者は、次の業務を行わなければならない。

（１）　消防計画の検討及び変更

（２）　消火、通報及び避難訓練の実施

（３）　建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
（４）　消防用設備等の保守点検整備の実施及び監督
（５）　火気の使用または取り扱いに関する指導監督
（６）　避難施設に関する指導監督
（７）　収容人員の適正管理
（８）　増改築、修繕、模様替え等の工事への立会い及び監督
（９）　防火防災教育の実施
（10）　管理権限者に対する助言及び報告並びにその防火管理上必要な業務

（消防機関への報告書）

第５条　防火管理者は、次の事項について消防機関への報告及び届出等を行わなければならない。
（１）　消防計画の届出（変更の都度）
（２）　建築物及び諸設備の設置または変更に基づく諸手続き
（３）　消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要綱
（４）　消防用設備等の点検結果の報告
（５）　教育訓練指導の計画・要綱及び結果報告
（６）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

## 第２章　予防管理対策

（予防管理組織）

第６条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建築物、火気使用設備器具等及び消防用設備等の点検検査行う自主点検検査者を置き、その編成及び任務は別表１のとおりとする。

（自主点検検査の方法及び実施時間）

第７条　自主点検検査者は、別に定める検査票に基づき建築物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について次のより検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

| 検査対象 | 回数 | 検査実施月日 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | （以上） | 月　日 | 月　日 | 月　日 | 月　日 | 月　日 |
| 建築物 | ２回／年 | ５月 | 11月 | | | |
| 避難施設等 | ４回／年 | ５月 | ８月 | 11月 | ２月 | |
| 火気使用設備器具 | ２回／年 | ５月 | 11月 | | | |
| 電気設備 | ２回／年 | ５月 | 11月 | | | |

（消防用設備等の点検）

第８条　防火管理者は、補助者の教務員とともに建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、別に定める点検票に基づき次により点検を行うものとする。

| 消防用設備等 | 点検検査実施月日 | | |
|---|---|---|---|
| | 外観点検 | 機能点検 | 総合点検 |
| | 月　　日 | 月　　日 | 月　　日 |
| 消火器 | ９月・３月 | ９月・３月 | ９月 |
| 自動火災報知設備 | ９月・３月 | ９月・３月 | ９月 |
| 非常警報設備 | ９月・３月 | ９月・３月 | ９月 |
| 誘導灯 | ９月・３月 | ９月・３月 | ９月 |

（点検検査結果の記録と報告）

第９条　防火管理者は、点検検査の結果を別に定める防火対象物点検結果報告書綴に保管するとともに、消防用設備等の点検結果については、３年に１回日本平消防署長に報告しなければならない。

（不備欠陥等の整備）

第10条　防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、改修について校長に報告し、その促進を図るものとする。

（避難経路図等の掲示）

第11条　防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置及び屋外へ通ずる避難経路を明示した図面を作成して掲示しなければならない。

（学校職員等の火災予防上の遵守事項）

第12条　学校職員等は出火防止及び人命の安全を確保するために次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）　校内及び学校敷地内では、すべて禁煙とする。

（２）　火気使用設備器具を使用する場合には、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しないこと。また、使用後は必ず点検を行い安全を確認すること。

（３）　避難口、廊下、階段及び避難通路には、避難上の障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

（４）　避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとすること。

（５）　床面は、避難に際し、つまずき・すべり等を生じないよう維持管理すること。

（６）　工事等を行う者は、事前に作業計画を防火管理者に届出し、火災予防上必要な指示を受けて行うこと。

## 第３章　自衛消防活動対策

第13条　静岡市立清水看護専門学校の自衛消防組織は、副校長を自衛消防隊長に自衛消防隊を設置し、その編成及び任務は別表２のとおりとする。(校長は、病院長兼務のため。)

２　隊長は、自衛消防隊の各係員に対し、指揮命令を行うとともに消防署との連絡を密にし、円滑な自衛消防活動ができるよう努めなければならない。

## 第４章　震災対策

第14条　第２章第６条で定める火元責任者及び自主点検検査者は、地震時の災害を予防するために各種施設器具の自主点検に合わせて、次の事項を行う。

（１）　建物並びに建物に付随する施設（看板・窓枠・外壁等）及び施設内の物品の転倒、落下の有無の検査

（２）　湯沸室、調理実習室及び在宅看護実習室の整理、整頓及び火気使用設備器具の転倒、落下防止等の検査

（３）　その他必要な事項

第15条　震災に備え、次の品目を備蓄し、その管理は防火管理者が行う。

（１）　医薬品

（２）　携帯ラジオ

（３）　飲料水

（４）　その他の生活用品

（地震防災隊の編成を行う任務）

第16条　平日、職員の勤務時間中に、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発せられたとき、地震防災隊長（自衛消防隊長がこれに当たる。）は、直ちに地震防災隊を設置し、その編成及び任務は別表３のとおりとする。

２　地震防災隊長の権限及び任務は、第３章第１３条第１項の規定を準用する。

（南海トラフ地震に関する情報（臨時）の覚知、報告）

第17条　南海トラフ地震に関する情報（臨時）を覚知した職員は、直ちにその旨を隊長に報告しなければならない。

２　隊長は、職員に南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表された旨を伝達するものとする。

第18条　削除

（南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表時の対応措置）

第19条　隊長は南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたときは、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始又は継続している場合、防火管理者又は各火元責任者は次のことを行う。

ア　学校運営は原則として継続する。
イ　職員、学生及び建物内にいる者全員に対し、南海トラフ地震に関する情報（臨時）の伝達をする。
ウ　その後の臨時情報発表に備えた準備措置を行う。

（２）観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、防火管理者又は各火元責任者は次のことを行う。
ア　学校の運営は原則として中止する。
イ　職員、学生及び建物内にいる者全員に対し、南海トラフ地震に関する情報（臨時）の伝達をする。
ウ　学生は、学校の避難場所（東側公園）へ避難もしくは学年担当教員へ報告のうえ帰宅する。
エ　職員は、学生の状況を把握する。
オ　地震による被害の防止措置
（ア）地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、使用中止とする。
（イ）職員は、被害防止措置として、窓ガラス等の破損、散乱防止措置、照明器具、ロッカー、書棚、ＯＡ機器、物品などの転倒、落下防止措置を行う。

（地震時及び事後の活動）
第20条　地震時及び事後の活動は、第３章及び第４章第16条によるほか次の各号に定める事項について留意するものとする。
（１）　人命安全の措置
負傷者に対する応急救護措置を最優先すること
（２）　出火防止の措置
火気使用設備器具の使用停止その確認
（３）　消火活動
火災が発生した場合は、全力をあげて消火に当たること。

（避難）
第21条　警戒宣言発令時または震災時の避難誘導場所及び避難経路は次のとおりとし、全員徒歩で避難するものとする。

| 指定場所 | 避難場所 | 避難経路 | 距離 |
|---|---|---|---|
| 学校で定めた場所 | 学校東側庭園 | 別添図 | 50m |
| 静岡市で定めた広域避難場所 | 清水日本平運動公園 | 別添図 | １.８ｋｍ |

## 第５章　防災教育及び訓練等

（防災教育）
第22条　防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。
（１）　職員等に対する教育は、年１回以上実施するものとする。
（２）　その他、市の防災に関する諸計画が変更となったときは、職員会議の場でその都度その内容を理解する為の教育を行う。

２　防災教育の内容は、次によるものとする。

（１）　防災計画の周知徹底

（２）　火災防止上の遵守事項

（３）　防火管理上の各職員等の任務及び責任の周知徹底

（４）　震災対策に関する事項

（５）　その他の火災予防上必要な事項

（訓練等）

第23条　防火管理者は、次により各訓練を定期的に実施しなければならない。

| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施月 |
|---|---|---|
| 総合訓練 | 消火、通報及び避難誘導訓練を連携して行う。 | ９月 |
| 震災訓練 | 震災を想定し､独自または市･町内等が行う訓練に参加する。 | 12月 |

２　防火管理者は、消防訓練を実施する場合には、あらかじめ「自衛消防訓練等通知書」を消防機関に提出しなければならない。

（防火管理上業務の委託状況）

第24条　静岡市立清水看護専門学校の関係者が行う防火管理上必要な業務の内、消防用設備の保守点検業務について委託する。

備考

１　添付図面

（１）各階避難経路図

（２）避難場所までの経路図

別表１

# 静岡市立清水看護専門学校予防管理組織及び任務分担表

（責任区分）　　（任務分担）

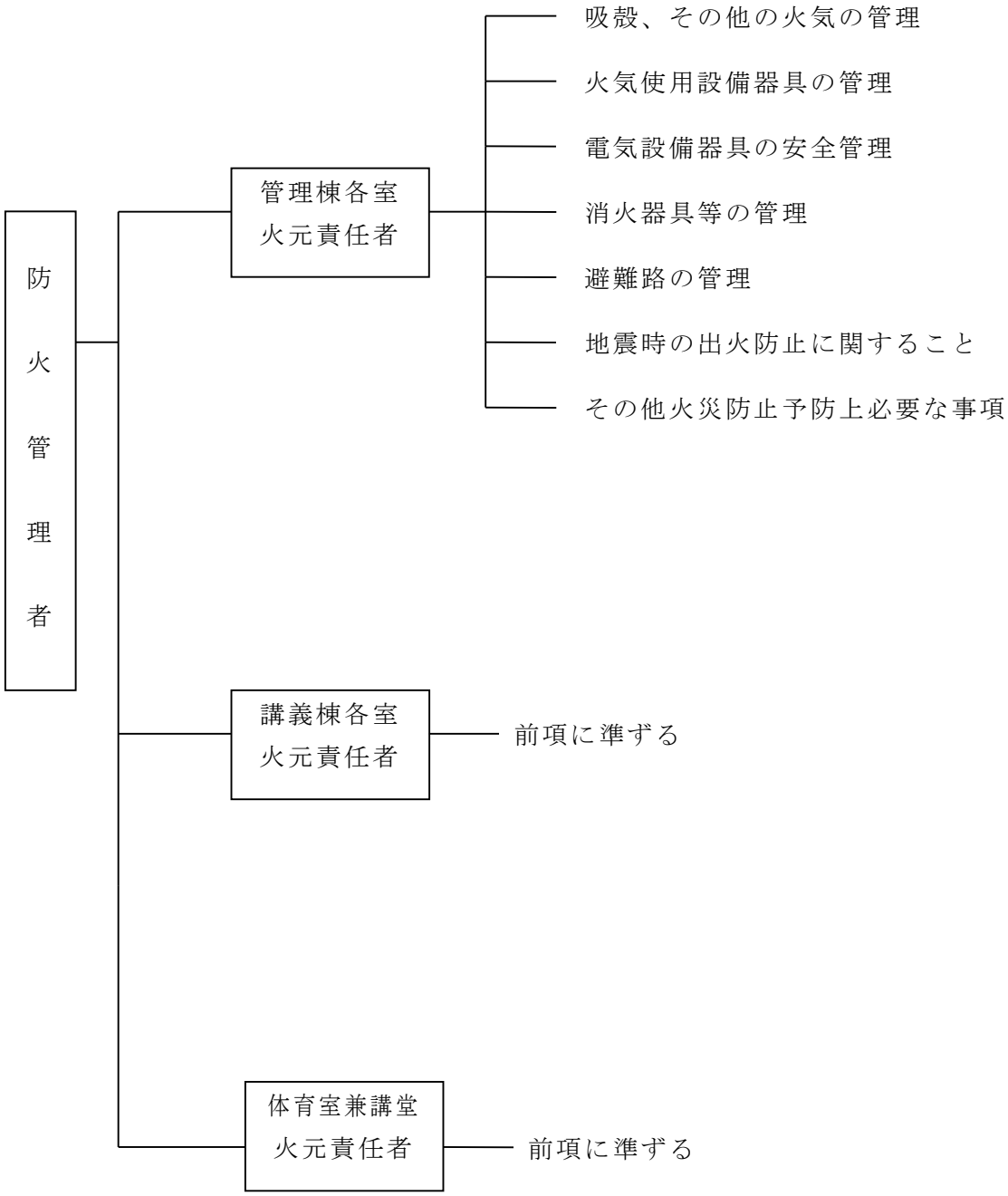

別表２

# 静岡市立清水看護専門学校自衛消防組織及び任務分担表

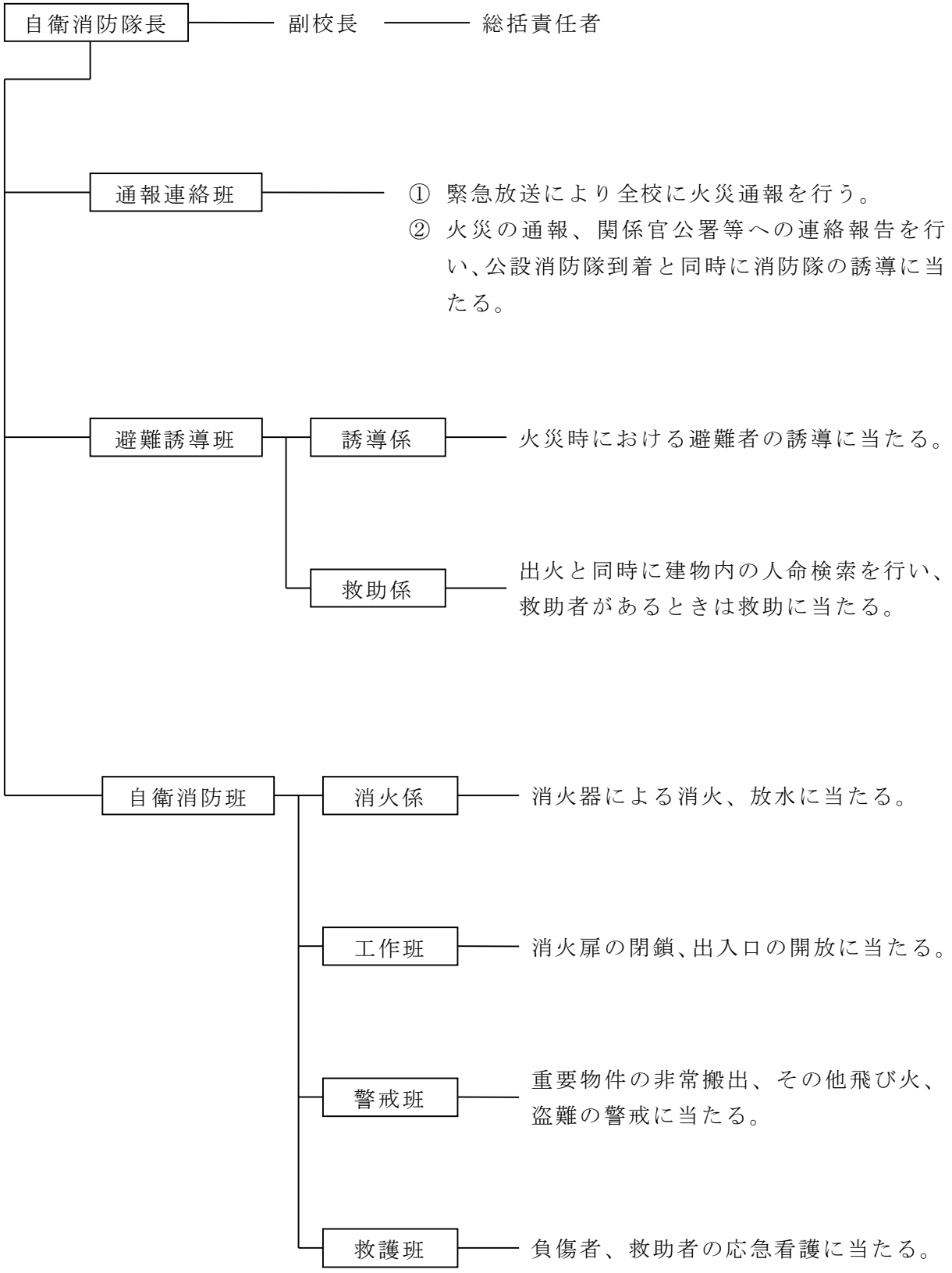

別表３

# 静岡市立清水看護専門学校地震防災隊組織と任務分担表

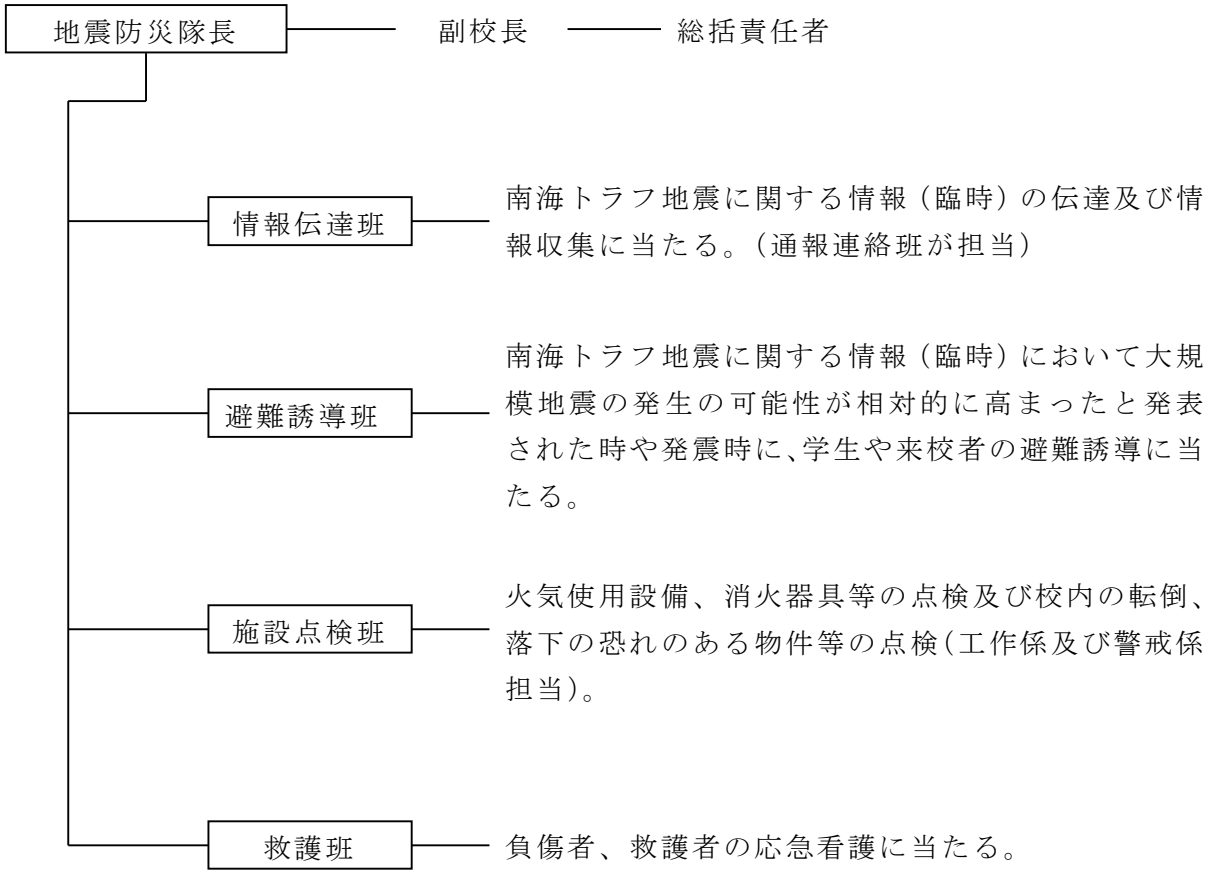

## (1) 各階避難経路図

### 管理棟平面図

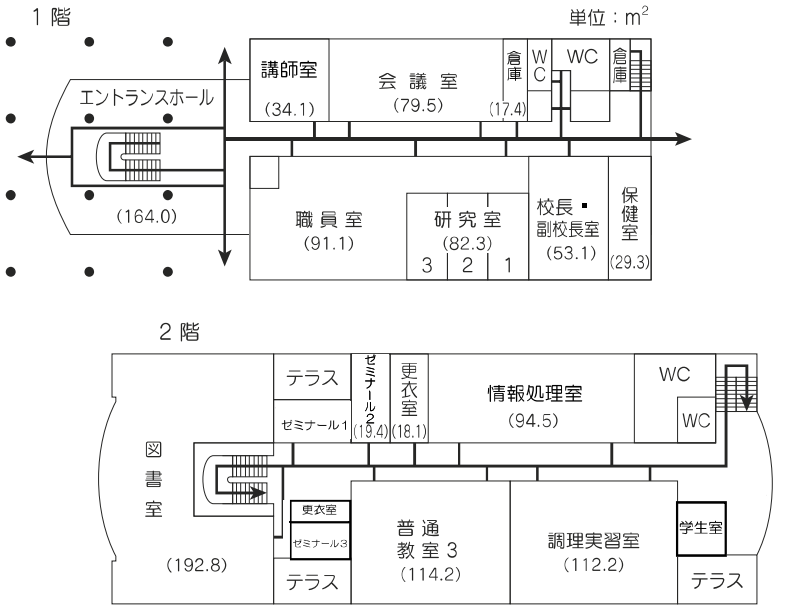


### 講義棟平面図

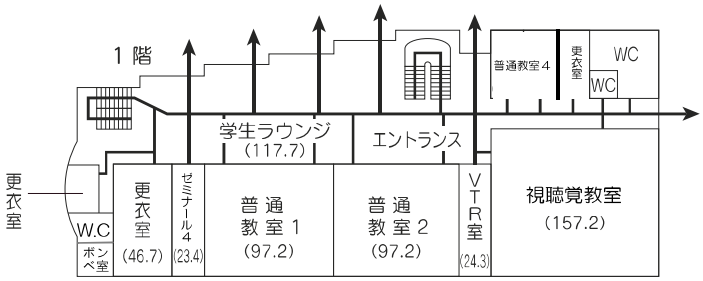


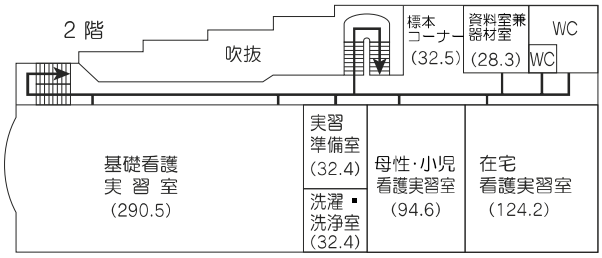


### 体育室兼講堂

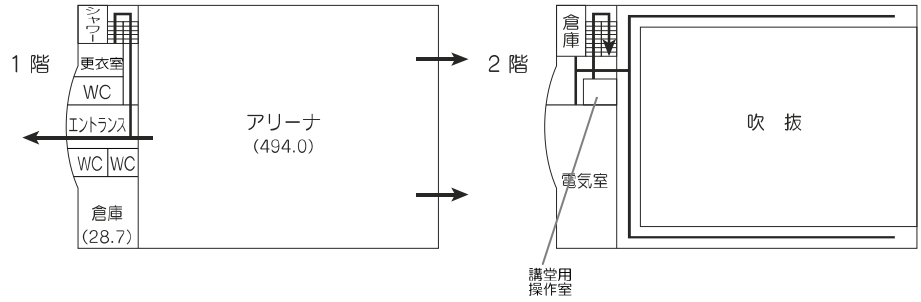

## (2) 避難場所までの経路図